

平成 21 年第 1 回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 10 号	受理年月日	平 21. 6. 3
件 名	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書提出について		
結 果	平成 21. 3. 27 第 1 回定例会で採択		
付託委員会	経済企業委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、森林整備に関して、1 項＝森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。2 項＝緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化及び路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保並びに木材のバイオマス利用の促進等により、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。3 項＝水源林造成事業を含めた公的森林整備を計画的に推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設を図ること。4 項＝国有林野事業について、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業の担い手の育成と地域活性化への寄与を図ること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、国においては、「美しい森林づくり」を推し進め、京都議定書の森林吸収目標を確実に達成するため、間伐等を強力に推進するとともに、国産材利用を通じた適切な森林整備、森林を支える担い手・地域づくり、都市住民や企業等による幅広い森林づくりへの参画を関係者が一体となって総合的に推進し、木材生産のほか国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全などの多面的機能の発揮を図っている。また、国有林野事業については、地域と連携した公益的機能の維持増進を旨とする管理運営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んでいる。

1 項＝安定的な財源確保を図り、川上川下の連携による林業、木材産業活性化と森林所有者の負担軽減を行い、生業としての林業の再生を図ろうとするものである。なお、財源については、環境税に限らず安定した財源の確保が必要であると考えている。

2 項＝林業経営体は小規模・零細な林業者が多数を占め、路網の整備、高性能林業機械等の導入が困難な状況で、間伐等の適切な森林整備を進める上で支障をきたしていることから、施業の集約化を進めるために緑の雇用を拡充し、多様な技術を有する人材の育成・定着を促進し、また低コスト作業システムの導入に適した路網の整備を行い、効率的・安定的な木材の供給体制を確保する必要がある。さらに木材のバイオマス利用の促進等、間伐材の用途拡大や、地域材の需要拡大対策の推進により地域の林業・

木材産業の振興を図るというものである。

3項＝水源林造成事業は、旧緑資源機構の業務であり、森林所有者などと協議を行いながら森林整備を実施していたが、緑資源機構の解散により、独立行政法人森林総合研究所に暫定的に継承されている。今後、組織のあり方について検討がなされるということである。

4項＝国有林野は、その多くが国土保全上、重要な奥地脊梁山脈や水源地域に分布し、土砂崩れの防止、洪水の緩和のほか、地球温暖化の防止など国民生活にとって重要な役割を果たしている。国有林野事業は、現在、特別会計により営まれているが、今後、管理・保全部門の一般会計化と整備・経営部門の独立行政法人化に業務を区分することが検討されているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。